

電気通信事業ガバナンス検討会（第14回）

議事録

1 日時

令和3年12月28日（火）11時00分～13時00分

2 場所

Web開催

3 出席者

（1）構成員

大橋座長、後藤座長代理、相田構成員、石井構成員、上沼構成員、中尾構成員、中村構成員、古谷構成員、森構成員、山本構成員

（2）発表者

公益社団法人 経済同友会 間下 直晃、寺田 航平

一般社団法人 新経済連盟 関 聡司、佐藤 創一

一般社団法人 日本経済団体連合会 根本 勝則

（3）オブザーバ

内閣官房 国家安全保障局 参事官 山路 栄作

内閣官房 内閣サイバーセキュリティセンター 企画官 扇 慎太郎

個人情報保護委員会事務局 企画官 矢田 晴之

（4）総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、柴山データ通信課長、古賀電気通信技術システム課長、西浦安全・信頼性対策室長、梶原電気通信技術システム課課長補佐、小川消費者行政第二課長、高田消費者行政第二課企画官、荻原電波政策課長、梅村サイバーセキュリティ統括官室参事官（総括担当）、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、安藤サイバーセキュリティ統括官室企画官

4 議事

（1）事業者等ヒアリング

（2）その他

【大橋座長】 皆様、こんにちは。お忙しいところご参集を頂きありがとうございます。

早速、議事に入りたいと思います。本日の議事の1つは事業者等ヒアリングということですので、まず本日のヒアリングの趣旨と進め方について、事務局からお願いいたします。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】 本検討会のこれまでの検討内容について、複数の団体から御意見が寄せられておりますので、この会合の場で直接御意見を伺い、本検討会のアウトプットにも反映させていただきたいということで進めさせていただければと考えております。

本日は、経済同友会様、新経済連盟様、日本経済団体連合会様に御出席をお願いしておりますので、3団体様のほうから御説明をいただいた後に、意見交換をさせていただければと考えております。

【大橋座長】 ありがとうございます。それではヒアリングに入りたいと思います。まずは経済同友会様から、本日大変お忙しいところ、間下様及び寺田様にお越しをいただいております。最初にご説明いただいた後、意見交換に進めていければと思います。ご準備が宜しければ、お願いできますでしょうか。

【経済同友会 間下氏】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

皆さん、こんにちは。おはようございます。ブイキューブの間下と申します。私は経済同友会のほうで副代表幹事をやらせていただいております。規制・競争政策委員会という委員会の委員長もやらせていただいております。この後、経団連さん、新経連さんのほうからより細かい御説明も含めて、かなり整理されて御説明いただけるようですので、同友会のほうは私と、データ戦略・デジタル社会委員会委員長の寺田さんとで、オーバerview的なところ、特に実際に我々、両者共IT業界に属しているということもありまして、その立場でのコメントも含めて、少しざっくりとしたことをまずお話しさせていただいて、その後また議論ができればなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次のページをめくっていただけますでしょうか。

我々のほうからは2ページしか用意しておりません。大変ざっくりしたところで恐縮ですが、まず今回の適用となる対象についてということで、我々のほうから懸念点を挙げさせていただきます。

法改正によって規制の適用対象となる事業者、これは「電気通信事業を営む者」ということで定義されているようですが、この事業内容の定義がやはり不明瞭であると。特に最近、どんどんITの世界も変わってきていて、もともと電気通信事業というのはIT業界

というよりは通信業界だと思いますが、そこもどんどん広がり、変化が来ている中で、そもそも「電気通信事業を営む者」という定義が曖昧ではないかと。

もともとこの電気通信事業自体の登録、そして届出というところで、届出で約2万者というお話をいただいていたのですが、今お伺いしている「第三者のメッセージを媒介する者」という定義で考えると、とてもこの2万者で収まるとは思えない。

すなわち多くの事業者が届出すらしてない状況で、このルールというものが運用されているのではなかろうかということも、そもそもの懸念として持っておりまして、今回のこの法改正によって、そもそも自らが規制対象なのかどうかを確認するといったことも含め、事務負担の増加といったことも大きく出てくるのではないかなというふうに思っています。

そもそも、やはり新しいサービスをつくっていく中で、規制が増えるということ自体は、新しいサービスの創造を萎縮させるなどのビジネス活動を広範に阻害するおそれがあるということで、しっかり慎重に考えていただく必要があるのではないかなと思っていますし、今時点、恐らくIT業界にかかわらず、それこそ口コミ的なサイトの機能を持っている会社であれば恐らく届出が必要になるのではなかろうかということもありますが、非常に幅広い業界に実際の影響が出てくるのではなかろうかということもしっかり視野に入れて考える必要があると考えています。

2点目のところですが、法改正の意義と実効性についてということですが、御説明いただいたときに、ユーザーの方が安心・安全に使えるようなサービスをしていかなければいけないという話がありましたが、そもそも安心・安全でないサービスといったものについては市場競争で淘汰されていくものだと思いますので、ここはむやみに規制をかけるべきではないというふうに、まず考えております。

ユーザーがどう判断するかというのは市場に任せるべきじゃないかなと思いますし、何をもって安心、何をもって安全とするかということ国が全て決めていくような世界ではないのではないかなということと、個人情報保護法がカバーしていないとされている、特定の個人を識別できない情報、いわゆるハンドルネームみたいなものであったり、法人ユーザー情報といったりしたものはどこまで本当に保護する必要があるのだろうか。こういったところについては、産業界も含めた幅広い議論が必要なのではないかなと思っています。

個人情報保護法自体で決まっていないものにまで網をかけていく必要が本当にあるのかどうなのか。逆に、例えば法人情報や特定の個人を識別できない情報が流出したときに、

本当に何の問題があるのか。ここについてもしっかりと議論を、産業界も含めてしていくべきではないかなというふうに思っています。

また、昨今非常に話題になっている経済安全保障という、国家的法益の観点については十分理解はできるものでありますが、この観点からの法改正ということであれば、その政策目的をしっかりと明示していただくべきだと思っています。その上で、適切な規制と実効性の確保といったものが可能な制度をつくっていただく必要がある。

特に、実効性の確保ということで見ると、特にIT業界というのは、インターネットの世界では国境がどんどんなくなっていく中で、グローバル競争は常に出てくる。サイズが小さくても出てくるわけですが、その中で、日本国内の事業者だけが制限を受けて、国外の事業者は制限を事実上受けないといったことになってしまうと意味がない。域外適用していくという話をいただいているけれども、域外適用の実効性が本当にあるのだろうか。その事業者に対して日本国としてクレームをする、名前を公表する、これに本当に意味があるのだろうか。

コロナ対策などでも、名前の公表みたいなものが本当に実効性がないということも言われていますが、これ以上に実効性がないような域外適用になってしまうのではないかなというふうにも考えていますので、適切な、実効性のあるような仕組みをつくっていく必要があるということと、国際競争の中で日本企業が不利にならない、国際競争というよりも日本国内におけるグローバルベンダーとの、グローバルなプレーヤーとの競争において日本企業が不利にならないような設計をしっかりといただく必要があるというふうに思います。

特に、大規模な事業者に対する厳しいルールということはまだ一つ置いておいたとしても、それ以外の小さなところに対するルールがかなり曖昧だと思っています。こういうことをやってくださいということをお願いするというような範囲になってくるので、これでよくあるのは、「ちゃんとしてください」ということは非常に幅があって、この幅の一番厳しいところまでやらないと危ないということを出す人が出てきて、コンサルがあおるようなパターンですけれども、こういったところに対して各スタートアップなりITの会社がよりコストをかけなければいけない。逆にそういったことがあるのであればやらないほうがいいよねという判断が出てくる。こういったことが、今までの様々な規制でも見受けられていると思っています。

そのため、規制をかけるのであれば、明確にはっきりと分かりやすく、何をすればよく

て何をしてはいけないのかということが明確になることをしないと、どうしても日本の企業の多くは真面目な企業が多いので、基本はオーバースペックにやっちゃって生産性を下げると。そこに対してビジネスも生まれてくるというのはありますが、生産性を下げちゃうということがよくありますので、このところはしっかりと配慮いただきたいというふうに思います。

全体的に、規制を守る善良な事業者だけが負担を強いられることがないように配慮していただきたいと書いていますが、先ほど申し上げたように罰則規定もなく非常に緩いルールの中で、ちゃんとやった人だけがコストを払って、ちゃんとやらない人は特に何の問題も制裁もなくすり抜けてしまうといったようなことが起きてしまうと、いわゆる公平な競争環境であるとは言えないと思いますので、これについては、しっかりと配慮いただきたいと思います。

次のページをお願いします。

3番目、下請事業者への影響ということですが、特に大規模な電気通信事業者、利用者数1,000万人以上という定義をされています。こうしていただくと数はかなり限られてきますので、ここに対してだけの規制ということは理解ができるのはありますが、ただ実際、実務的には下請事業者がこの下に多くいまして、法改正の影響が結局下請を含めていろいろ広がっていく可能性がある。そこが下請におけるただの負担増につながっていくといったことが起きないように、ぜひしていただきたいと思います。

当然、コストが増えたときに下請がそれを受け止められればいいですが、これは下請法との関連もありますが、なかなか現実的には難しいということも出てくると思いますので、幅広い中小事業者に対して、負担が結果的に伝播されて全体の生産性が下がるといったようなことが起きないかということをしっかり検討いただきたいと思います。

あと最後の検討プロセスですが、先ほど冒頭から申し上げている部分もありますが、このデータ保護、プライバシーの話も含めて、成長戦略だったり経済安全保障に係る大変重要なテーマであるということは認識しております。

様々なステークホルダーがいるわけで、今回のこの検討会自体も、より多くのステークホルダー、特にこれは産業界が非常に影響を受けるものですから、産業界も含めた透明性の高い検討が当初からされるべきではないかと思っています。

今回、この騒ぎが起きて急にヒアリングということになっていますが、先週今週で急に言われてお話をしているという状況でありますけれども、こういったものはしっかりと時

間を取って、当初から関連するような経済界を呼んでいただいて、しっかりと議論をすべきではなかったかと思っていますので、この検討プロセスについても、しっかりとまた御検討いただきたいと思います。

こういった観点、再度ですけれども、特定の個人を識別できない情報や法人情報、これは本当に何で問題なんだっけということを含めて、しっかりと産業界も含めた幅広い議論をしていただくということが必要だと思いますので、ここから拙速に変に進めていく形ではなく、しっかりとした議論を再度していただいて、この法改正を検討していただきたいなというふうに思っております。

私からは以上ですが、寺田さん、補足を含めてお願いいたします。

【経済同友会 寺田氏】 一言だけ補足をさせていただきます。同友会のデータ戦略・デジタル社会委員会の委員長をしております寺田と申します。先ほど間下さんからITと言われましたが、今は寺田倉庫という会社ですが、もともと私はインターネットデータセンターの独立系の最大手の会社の社長をしておりました。

間下さんの説明に追加して申し上げるとすると、そもそも二重規制ではないという御説明がもともとあると思うのですが、そもそもSNSのサービスは匿名で登録は可能だと思いますが、一部の方は本名で登録する方もいらっしゃいます。

そうすると、そもそも個人情報を少しでも持っている会社というのは全て個人情報保護法に基づく対応が必要となっていて、それを実際やっているわけですし、さらにこの個人情報保護が適用されない範囲というところで、かぶらない範囲ということはほとんどないんじゃないかというふうに思っています。

そうすると、そもそも何でこの法律は必要なんだっけということが一つ。さらに、SNSでの公開情報についても規制の対象とするというふうにおっしゃっていますが、自ら公開して投稿した記載はプライバシー権の対象でもなければ通信の秘匿性の対象でもないので、そもそも何の権利を保護しようとしているのかがよく分からないという部分です。

法人の情報も、現実的には個人情報はプライバシー権の観点で保護されてきて、今まで法人情報はその必要がないから規制されてこなかった。そこで法人の情報を保護することについて、どういうリスクがあってどんな利益を守ろうとしているのかが全く分からないという部分があると思います。

総じて言えば、今回の法改正による規制は、必要性が全くないとは思わないですけれども必要性が弱い一方で、社会的なコストが非常に大きい。例えば各社百万円単位でのコス

ト負担が増加すると、現実的には、そこに2万者3万者という対応が必要であれば数千億の社会的コストが生じていく。それによって必要性和共用性のバランスは相当悪くなるということがあるので、そういう意味では、本来の社会的コストをここまで負担してまで、経済効率性を、合理性を無視してやるべき法案ではないというふうに考えています。

補足は以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、後ほど討論をさせていただければと思いますので、次に進めさせていただければと思います。

続きまして新経済連盟様のほうから、関様と佐藤様に大変お忙しいところお越しいただいています。ありがとうございます。御準備よろしければお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【新経済連盟 関氏】 ありがとうございます。新経済連盟の事務局長をやっている関と申します。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

まず、本日は御説明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。初めにお願いしたいことがありまして、このガバナンス検討会のメンバーの皆様、それから総務省の皆様におかれましては、本日のヒアリングで、ビジネス界の実務を踏まえたいろいろな意見が出ておりますので、単に聞きおくというだけではなくて、そういった実務を踏まえた意見を基に真摯な検討をいただきたいと思います。

では、資料の説明に入ります。2ページ目です。我々から見ての、検討中の改正内容についての懸念ということで、4つほど挙げております。

1点目、ネット利用企業等を広範囲に網にかけた規制強化になるのではないかという点。それから2点目は、電気通信事業法が情報取扱いの一般法となって、二重規制、過剰規制をもたらすのではないか。それから3点目、これは国際的に見てガラパゴス規制になり、日本のデジタル化に悪影響を及ぼすのではないかという懸念でございます。それから4点目、本検討会は11月以降は公開とされてきましたけれども、それまでの議論は非公開で、すなわち民間、ビジネスサイドの意見を十分に得られない状態で議論を行ってきました。このような状態で大きな法改正を行うということはちょっと無理があるのではないかと考えております。

それから、4ページ目に行ってください。以下、今までの4つの懸念点について具体的に御説明いたします。

まず、上の四角、「特に大規模な電気通信事業者」に対して、電気通信役務利用者情報の

適正な取扱いを求めることになると思います。「特に大規模な」というのは、利用者数1,000万人がメルクマールになっていると認識しておりますが、昨今DXがものすごく進みまして、IoT家電でありますとか、あるいはコネクティッドカーといったように、非常に利用者数の多いネットサービスがいろいろな形で出てきています。今後もたくさんいろいろなものが出てきます。こういったものが対象になるということで、対象はかなり広範囲になると考えております。

それから下の四角、「電気通信事業を営む者」に対して、電気通信役務利用者情報が送信される際、利用者に確認の機会を与える規律を設けるということですが、これについては、やはりDXがものすごく進んでいく状況下で、この対象となる、ならないを判断するに当たって、逐一総務省にお伺いが必要になるのではないかと考えております。

先日金曜日に、新経連の会員向けに総務省から説明いただく会を設けさせていただいたのですが、こういった規制の適用関係についての質問に対しては、総務省からは「結局ケース・バイ・ケースです」というお答えでしたので、私たちとしては非常に不安と申しますか懸念が深まりました。結果として不透明な裁量行政で、予見可能性も失われて、経済に対しては萎縮効果が生じるのではないかと大きく懸念しております。

5ページ目をお願いします。

これは現在の電気通信事業の届出制度についての問題点を書いているものですが、本当に多種多様なサービス、ビジネスが生まれている中で、届出を要するものかどうかというのがかなり曖昧になっているかと思えます。やはり総務省によるケース・バイ・ケースの判断になるのかなと思っております。

それから問題点の2点目、チャット機能を持つゲームは届出を要する電気通信事業に該当するという認識ですが、日本国内で数千万ダウンロードされているような中国のゲーム、これについては届出がなされていないと認識しておりまして、実効的な法の執行が行われていないのではないかと不安を持っております。

それから3点目ですが、届出電気通信事業者は全部で2万者と言われていますが、そのうち連絡が取れないとされているのが5千者以上もあるということで、これは制度としてちゃんと機能しているのか、限界に達しているのではないかと懸念も持っております。

それから4点目、サービスに付随する形でのチャット／メッセージング機能、これも届出対象になっておりますが、これは国際的にはガラパゴスだと認識しております。

6ページ目をお願いします。

これは規制の内容についてです。電気通信役務利用者情報の適正管理を行うことが求められてくると思うのですが、これまで個人情報保護法を前提に顧客情報の管理を企業がやってきているところで、何を追加で行う必要があるのか、あるいは行う必要がないのか、そういったことがよく分からない状況になっています。これは予見可能性という意味では非常に大きな問題で、日本経済に悪影響を与えるのではないかと考えております。

8 ページ目でございます。

D X がどんどん進んでいて、どのような企業でもネットサービス、あるいはデジタルサービスを提供しているという状態です。

その状況で、本来、電気通信事業法は業法だと思うのですが、今回の改正により、個人情報保護法と並立する形での横串の「情報取扱いの一般法」となり、これによって二重規制とか過剰規制が問題になるのではないかと。それによる経済への萎縮効果を非常に懸念しております。なお、現状でも電気通信事業者として届出をしている業種はたくさんあるので、ページの真ん中辺りに例を書いております。

9 ページ目をお願いします。

左側は12月のガバナンス検討会で出された資料ですが、これは正直言って非常に複雑だと思います。D X に取り組むあらゆる企業が、個人情報保護法と電気通信事業法の間を正確に理解した上で適切に対応することが求められていくということで、かなり難しいことを求められるのではないかなと思っています。

10 ページ目をお願いします。

これは個人情報保護法と、今、示されている改正の方向性を比較した表ですが、2020年の個人情報保護法の改正のときには、私も議論に参加しましたがけれども、個人情報の保護という、我々も非常に重要だと思っているものと、個人情報の利活用のバランスが重要だということで、非常に多くの議論がなされました。

その際には我々以外にもいろいろなステークホルダーの方が参加して、非常にいろいろな議論をしたという経緯がございます。その結果、今の改正個人情報保護法になっております。今回の電気通信事業法改正については、そこまで十分な議論がなされていないのではないかと考えております。

11 ページ目をお願いします。

その個人情報保護法の改正の際に、新経連として申し述べた意見を幾つか書いておりますが、保護と利活用のバランスということで、民間企業の実態を踏まえた議論をしてほし

いということをまず強くお願いしました。

それから、3つ目にあります域外適用と執行、特に執行についてです。日本企業向けの執行と海外企業向けの執行にどうしても乖離が出てしまうということで、その辺りについても対応を強く求めたという経緯がございます。

12ページ目をお願いします。

これは国際的な調和の話です。データ保護のルールについては、いろいろな機関が関与して国際的な調和が図られているという状況です。電気通信事業法の場合はどういう形になるのか分かりませんが、その辺りをどう考えていくかは一つの問題点かなと思います。

13ページ目をお願いします。

デジタル、インターネットの利用が拡大する中、電気通信事業／事業者と位置づけられるものは、本来事業者規制の対象とすべき範囲を超えて、どうしても広がっていく傾向にあるのではないかと思います。

そういう状況下で、電気通信事業法における規制については、本当に必要な事業規制は何かという点を十分考慮、検討した上で、必要最小限であり続けるべきだと考えております。そういう意味で二重行政というのは避けるべきだと思っております。

15ページ目をお願いします。

その他の個別論点ですが、1つ目、上のほうは、届出が必要な電気通信事業の範囲について、SNSとか検索サービスを従来のものに加えて対象にしていくということです。これは通信を実質的に媒介をするとか、様々な電気通信役務にアクセスするための基盤的な役割をするものを今回届出対象に加えるということですが、メルクマールとしてはかなり曖昧で、先日の説明会でも、なかなか明確なお答えがいただけなかったと認識しております。やはり総務省の裁量的な解釈でこの規定の運用がされてしまうのではないかなと思っております。

それから下の、「電気通信事業を営む者」に対して、利用者に確認の機会を与える義務づけです。これは規制の具体的な対象者についても曖昧でして、その際、様々なサービスモデル、ビジネスモデルがある中で、利用者がアクセスしたウェブサイトが、情報の流れをその後どこまでコントロールできるか、なかなか特定し一般化するのは難しいかなと思っております。

16ページ目、こちらで説明は最後になります。

先日24日の総務省からの御説明の際に、新経連の会員企業からたくさんの意見が出た

のですが、そのうち3つだけ拾い上げて御紹介したいと思います。

1点目は、検索とSNSを対象にするというのは重大な制度変更だが、何が規制対象の電気通信事業者なのかのメルクマールの本質的な変更だと思う。この外縁を区切る明確な考えを教えてくださいというのが1点目。

2点目、現状の届出の基準を変えるものではないから規制の対象範囲が広がるものではないという総務省の認識に違和感を感じる。DXとIoTの時代になるとサービスにメッセージング機能を前提とすることが多くなり、影響は甚大になるため、国内事業者には影響がないと言い切れる背景が分からない。

3点目です。EDIや受発注管理SaaSが現在の商取引の主流を占めつつある状態で、これらが届出が必要な電気通信事業者なのかという質問について、「ケース・バイ・ケース」との不明瞭な回答しかできない方々が広範な規制を検討していることに非常な危機感を持った。メールやFAXで受発注を行うというのは現在の常識なやり方ではない。ということでございます。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど意見交換のほうをさせていただければと思います。次に、日本経済団体連合会様より根本様にお越しをいただいています。大変お忙しいところ、ありがとうございます。

御用意よろしければお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【日本経済団体連合会 根本氏】 どうもありがとうございます。本日このような機会をいただきまして感謝申し上げます。経団連専務理事の根本と申します。いつも大変お世話になっております。

経団連は政府と共にSociety 5.0の実現に向けた活動に全力を傾注していますが、その中で、データの利活用を含むデジタル改革が喫緊の課題であるという基本的な認識がございます。

その際に、情報の漏えい・不適正な取扱い等の防止が極めて重要であることは論をまちませんけれども、本検討会における検討内容・プロセス等について、様々な方面から懸念の声が聞かれておりますので、これらに基づいて本日御意見を申し上げる次第です。

なお、経団連は事業者のみの声をお伝えする立場ではございません。次第では「事業者ヒアリング」というふうになっているようでございますけれども、ユーザーを含む関連企業の声としてお聞き届けいただければ幸いです。

残念ながら検討会の報告書案が構成員のみにシェアとされていると理解してございますので、これから申し上げます内容は、第13回会合に参考資料として提出されました「電気通信事業ガバナンスの在り方と実施すべき措置」に対するものであると御理解をいただきたいと思っております。

まず総論的なことを3点ほど申し上げて、その後個別的なことを申し上げます。

総論の第1でございます。規律の内容についてということでございます。スライドをお示ししてございますが、Society 5.0の実現に向けましては、個人データを含むデータの適正な利活用が鍵でありまして、個人の納得・信頼を前提とした上で、事業者が円滑に個人データを利活用できるよう、一貫した法制度の設計が求められるところでございます。

こうした考えの下で、個人情報保護法の改正がなされたと理解してございますが、電気通信事業法の規律内容・対象を拡大しようという今回のお考えにつきましては、個人情報保護法の領域に事業法の規律を新たに設けるという形になりますので、不適切であるというのが私どもの立場でございます。

それから、令和2年改正個人情報保護法におきましては、データの保護・利活用への十分な配慮に基づきまして、個人関連情報に関する規定が新設されました。こうした中で、電気通信役務利用者情報を個人情報保護法の領域に規律することは、電気通信事業法が本来規律すべき範囲を大幅に逸脱することになるのではないかという懸念を持っております。

また、今回提示されております電気通信役務利用者情報の内容、及びこの情報に関する規律の対象範囲がどういう外延を持つのか、申し訳ないのですが私には理解ができませんでした。事業者の不安を、この点が増幅させているのではないかという懸念も持っております。

3ページ目にお移りいただきたいと思っております。

2番目が規律の実効性についてでございます。新しい規律を導入するといいたしまして、我が国以外に所在する事業者に効力を及ぼすことができるか、こういう議論がなされていないのではないかという点を心配しております。公平な競争環境を担保する上で、域外適用の実効性や国際的な法制度との整合性をどのように確保するのか、こちらについては、よく理解ができない、不明であるという状況かと思っております。

第3に、検討の経緯でございます。これまで、限られたメンバーによる非公開の場での検討ということで進んできたというふうに理解してございますが、規律の対象となり得る

事業者が非常に多い一方、多くの事業者の理解が深まっていないのではないかと考えられます。本当に進めるのであれば、改めて幅広いステークホルダーを含めた上で、十分に議論をすることが必要だと思っております。

また、経済安全保障の観点から、情報の漏えい・不適正な取扱い等の防止が重要であるということ、これについては論をまたないわけではございますが、効果的かつ必要十分な政策を実現するための議論、これがやはり不十分なのではないかという懸念を有しております。検討会における事業者からのヒアリング内容、あるいは検討会内で示された立法事実と、今回示された検討結果の関係も不分明であると理解しております。

5 ページ目にお移りいただきたいと思っております。続きまして、個々の記述の内容について御意見を申し上げます。

第1に、先ほど申し上げました電気通信役務利用者情報についてでございます。

この検討会では、これまで通信の秘密として保護されてきた個々の通信に関する情報のみならず、電気通信サービスの利用者に関する情報を含めた情報を、新たに電気通信役務利用者情報として規律することが検討されていると理解いたしました。

しかしながら、電気通信サービスの利用者に関する情報のうち、法規制すべきものの取扱いルールについては、既に十分な議論がなされた上で、個人情報保護法において規定されたものと理解しております。私自身もその議論の場におりましたけれども、そのような論点であったと理解しております。

それにもかかわらず、通信の秘密を超える情報の取扱いを電気通信事業法において新たに規律する、これはどういうことになるのか。不適切なのではないかと考えます。

また、電気通信役務利用者情報の内容、及びその情報に関する規律の対象となる事業者の範囲は、現行の電気通信事業法における用語の定義が非常に複雑であることと相まって極めて不明瞭だと思われまます。議論の前提として、こういった外延の部分をきちっと明確にしないと、議論がなかなか前に進まないのではないかと懸念しております。

6 ページ目をお願いいたします。2 番目でございますが、全ての電気通信事業者に対する規律の内容について、個人情報の安全管理や委託先の監督は、既に十分な議論がなされた上で、個人情報保護法において規定されているところでございます。一貫した法制度を維持するという観点からは、領域に侵食した規律を新たに設けることは避けるべきと思っております。

また、安全管理及び委託先の監督に加えて、電気通信役務利用者情報を適切に取り扱う

ために必要なその他の措置の将来的な規定を可能とすることが盛り込まれておりますが、事業者の予見可能性を確保する観点から、こういったことについては一定の限度を設けなければならないと思っております。

7ページ目をお願いいたします。3点目が、特に大規模な電気通信事業者に対する規律内容の問題でございます。

規律の対象となる事業者を利用者数に基づいて定めるということが、どういうお考えに基づくものなのか、よく理解ができません。むしろ不適切なのではないかと考えております。規律の目的を達成する上で適切な実態に即した判断基準に基づいて検討すべきであろうと思います。

また、電気通信役務の設備の所在国や、電気通信役務利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国の明記を義務づけることが盛り込まれていると理解をいたしました。これはセキュリティの観点から本当に適切なのかどうか、十分に議論をする必要があると考えております。外国政府等によるアクセスを制限することにつながるわけではありませぬし、果たして経済安全保障の観点からそれがよろしいのかどうか、疑問なしといたしません。

さらに、電気通信役務利用者情報の適正な取扱いに関する評価の実施と対策への反映を事業者に求めることとしておりますが、具体的な内容が分かりませんので不安が増幅されるだけで、内容は明示すべきだろうというふうに考えております。

8ページ目をお願いいたします。最後でございますが、電気通信事業を営む者に対する規律についてでございます。

この「電気通信事業を営む者」の具体的な範囲が、実のところ不明瞭でございます。同時に、これまでの電気通信事業法の適用除外を受けてきた者に対し新たな規律を課す必要性については明確にしておく必要があると考えるところでございます。

また、令和2年度の改正個人情報保護法におきましては、データの保護・利活用への十分な配慮に基づきまして、個人関連情報が新設されまして、真に個人への影響が懸念される場合に限定し、意味のある本人同意が規定されたと理解をしております。

こうした中、第三者への情報の送信全般について、利用者の同意取得やオプトアウトを幅広く義務づけることは、同意の形骸化を加速し、個人関連情報規則の効果を妨げる懸念を持つところでございます。施行直前の追加規制による混乱も懸念されますことから、まずは個人関連情報に関する令和2年度改正個人情報法の施行と評価を行ってから考えるべきだ

ろうと思うところでございます。

公開されている資料についての意見は以上でございます。ぜひ、立場について御理解を賜れば幸いです。

私からは以上です。

【大橋座長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの3団体の御説明に対して、構成員の皆様方から御質問などをいただければと思います。

頂戴したお時間が限られていますので、まず構成員の皆様方からひととおり御意見や御質問を受けた後、まとめて各団体の皆様に順に御回答いただくような形を取ればと思っております。

それでは、まず森構成員からお願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。意見を1つと質問を3つさせていただきたいと思っております。

意見は二重規制についてのことでして、その前に、事業者団体の皆様、本日は御丁寧な御説明をいただきましてありがとうございました。検討会の委員としてしっかり承りたいと思っております。

まず、二重規制についてなのですが、スライドとしては経団連さんの5枚目のものを示していただくといいかもしれません。

これが二重規制でないということについてお話をしたいと思いますが、二重規制というのは、同じ目的で規制をして対象がかぶるとというのが二重規制で、分かりやすく言いますと、例えばなのですが総務省で被害者救済のために誹謗中傷対策をすると。経産省でも被害者救済のために誹謗中傷対策をする、こういうのが二重規制ということになります。

異なる法律が異なる目的で規制をした結果として、その対象範囲が一部重なるということは何ら問題がないわけです。電気通信事業法と個人情報保護法ということであれば、電気通信事業法の目的は電気通信サービスの利用者の保護と電気通信の信頼確保ということになります。個人情報保護法の目的は当然個人情報の保護ということになります。したがって、両者の目的が違うということです。

したがって、対象範囲もおのずから異なることになってきまして、電気通信役務利用者情報とお書きいただきましたけれども、ここには法人ユーザーの情報が含まれます。それから、個人に関する情報であっても個人情報ではない、オフラインでは誰のものか分から

ないデジタルIDがついている情報が含まれます。この表では一番下の行の一番右側、クッキーを用いて生成された情報、そういったものがそこに入ってきます。したがって、個人情報と電気通信事業法、今回の改正提案ではその対象が違っているということになります。

そういった違う目的で規制されていて一部対象が重なっているということは、ほかにもたくさんあるかと思います。私の身近なところでは、例えば中古品を販売するリサイクルショップとといいますかユーズドショップとといいますか、そういうところがフリマサイトとかオークションサイトで出品をしようとする、一方で古物営業の規制というのをもともと受けているわけですが、それに加えて遠隔地販売の規制、特定商取引法とかの規制を受けることになります。私、土地勘はないのですけれど、例えば建物についても建築基準法の規制と消防法の基準の規制みたいなものがあるというふうに考えていますが、それも問題ないとされていると思います。

こちらの表で経団連さんからお書きいただきましたことについて言えば、この上の2行が通信の秘密として保護ということになっておりまして、これは多くの場合、しばしば通信の秘密に当たると、お書きのとおりかと思います。

下のほうが個人情報の上乗せということになっていますが、先ほど申し上げましたように、こちらは個人情報ではないものが多く含まれているということと、こちらについても、上が例えば通話が筒抜けであるということに対して通信の秘密で対応することに対して、今回の問題意識というのはウェブの閲覧とかアプリの利用が筒抜けであるということに対する対応でもあるわけなのですが、その問題を通秘で対応するのか、それとも新しい電気通信役務利用者情報の保護で対応するのかという議論を、プラットフォーム研究会でしてきたわけです。

その結果、通信の秘密じゃないよねということになりまして、一つ保護のレベルを落とした電気通信役務利用者情報の保護で対応しようということになりました。したがって、通秘のように厳しい直罰とかそういったものはない形で規制するという事になったわけです。

通信の秘密、この上の2行の中にも当然個人情報が含まれるわけですが、それが二重規制であると言われたことはなかったと思います。この通信の秘密より一段階劣る、しかしながら電気通信事業法の法目的と同じ、それは利用者の保護と通信の信頼の確保なのですが、それを守るための仕組みのほうだけ、なぜかこの中二階のほうだけが個人情報保護法

と二重規制であると言われるのはおかしいんじゃないかと思っています。これが意見です。

質問が3つありまして、2つは皆様に御回答いただきたいのですが、1つは新経連さんにだけお尋ねしたいと思います。

まず皆様にお答えいただきたい質問が2つありまして、1つは、今ちょうどこの表が出ていますので、この右の一番下にある問題ですね、ウェブの閲覧履歴とかアプリの利用が筒抜けになる問題です。

問題をもう少し特定しますと、ウェブの閲覧履歴がジャバスクリプトタグ等のタグによって第三者に収集されるところの問題。アプリに関するユーザーの情報が、アプリ内の情報収集モジュールによって収集される問題。これが、プラットフォーム研究会としては非常に心配事であったわけです。

ここのところには今、何の規制も乗っていない。個人情報保護法の規制も基本的にはかかってこないわけで、それをどうするかということで今回の改正提案をしたわけなのですが、この問題、ウェブの閲覧とかアプリの利用の筒抜け問題が重要なものだというふうに考えられますか、それともそんなに重要じゃないかということが1点目です。もし重要じゃないということであれば、それで結構です。もし重要だとお考えであれば、それについてどのように対策されようとしているのかということをお教えいただきたいと思います。これが質問1です。

質問2は、同じような、今回もう1つ提案がありまして、それが利用者情報の安全管理のほうなのですが、まあLINE問題対応なわけですが、個人情報保護法で、個人情報については対応がある程度されていると思いますが、やはりビジネスユーザーの情報であっても、また個人情報でない個人に関する情報、右下の情報ですけれども、そういったものも、経済安全保障上問題のある国に置かれること、例えば中国に置かれること、例えば中国からアクセスされること、それは大きな問題だと考えて今回の提案をしたわけですが、それを皆様は大きな問題だと考えられますでしょうか、それとも大したことはないというふうに考えられますでしょうか。大したことはないということであればそれで結構ですが、大きな問題だと考えられるのであれば、どのようにされているのか、どのようにされようとしているのかということをお教えいただければと思います。

3つ目の質問は新経連さんに対する御質問ですが、私はある事業者団体から相談を受けて、これはと思ったのですが、その事業者団体が言うには、政治家の方が来て、今回のことで新経連に協力してくれないかと言われたと。どうしたものでしょう、みたいなお話だ

ったわけです。多分本当のことだと思います。

私は、そういうやり方はあんまり、申し訳ないですけどよくないんじゃないかと思っております。それはどうしてかといいますと、こういう政府の検討会で検討したこと、非公開でよくなかったというのは私も大賛成なのですが、プラットフォームサービスに関する研究会には事業者さんもいますし、消費者代表もいます。電気通信事業ガバナンス検討会にはそういう代表者みたいな人はどちらもいないのですが、その代わり皆さん専門家ですので、中立で、少なくともあろうと努めていると思うんです。私も、お仕事のほとんどは事業者さんからいただいていますけれども、中立であろうと努めています。

そういうところで議論されて提案したものを、政治家の方を使ってやめさせてしまうというのは、政策形成の在り方として問題があるんじゃないかと私は思っております。

新経連さんについては、私の意見に対して感想なり御意見なりを聞かせていただければと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。もし、ほかの構成員の方で御発言があれば、今いただければと思いますけれども、どうでしょうか。

【後藤座長代理】 後藤でございます。

これは質問というより確認だけでございます。今日、まず3団体の方の御意見、非常に参考になりました。私どももまた改めて観点が増えたと思っております。

1つは、これは単に確認でございますが、今回、皆様、いわゆる検討の期間が少なかつたとおっしゃっていたので、そのため無理があったのかなと思ったのですが、前回の13回の資料で公開されている資料をベースにしますと、今回、大きく3つの①②③という議論がされてきているわけでございます。

今日の御提言がほとんど①番の、いわゆる情報の扱いについてだったのですが、それ以外の②、ネットワークの多様化を踏まえたクラウド設備・施設を利用する問題とか、あと情報を共有する問題についても議論してきたのですが、これについては、各団体さんの中での議論はそれほど多くなかった、まだそこまで進んでいないということでもよろしいでしょうかということをお伺いしたいと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、次に古谷構成員、お願いします。

【古谷構成員】 ありがとうございます。古谷です。私のほうからは、二重規制については森先生がお話しいただいたので賛同しますので、私のほうからは質問しません。

一つには、経済同友会さんにお尋ねしたいのが、規制について、そもそも市場競争で問題があれば淘汰されるというふうにおっしゃっていて、もちろん、市場経済のこれは基本だと認識しております。

ところが、これが理想どおりにいかないというのも世の中に周知されている事実で、それが例えば多くのサービスが、インフラであれば利用者側はそれを避けることができなかつたり、あるいは、避けることが可能であったとしても情報がないために選べなかつたりということで、基本的に問題があれば淘汰されるという議論は、必ずしもそのとおりにはいかないという前提あると思います。そうすると、規制は最小限であるべきというところ、本来最小限であれば理想だと思うのですが、それがいかないということであれば、何らかのルールが必要だと考えております。

その時に、例えば参入規制などはできるだけハードルを低くというのはよく言われていることですが、利用者の安全であるとか安心であるとかという、いわゆる社会的規制については必要な規制がなされるべきだというのは、社会的合意ではないかと思えます。その辺についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

その次に、ここは新経済連さんと経済同友会さんにお伺いしたいのですが、経団連の方がSociety 5.0のお話をされていて、当然これは今、日本社会全体で人間中心のデジタル社会ということで動いていると思うのですが、この「人間中心のデジタル社会」というのは、個人の権利であるとか、あるいは個人の人權であるとかというのを尊重した形で進めていこうということであろうかと思えます。世界の動向もそういった形で進んでいるかと思うのですが、それを尊重して進めていくことがビジネスとしての競争という形で生き残っていけるというふうに認識してますが、経済同友会さんと新経済連盟さんは、人間中心のデジタル社会についてどのように考えて、実際自分たちのビジネスを、それをどのように進めているかというところを教えてくださいたいと思います。

最後に、事業者にとって、確かにこの内容が、改正の方向性が分かりにくいというところはおっしゃるとおり分かりにくい面があったというふうに思っております、事業者にとって分かりにくいということは利用者にとっても分かりにくいということなので、今回の改正の方向性を分かりやすく示すことで、事業者がきちんと適切にルールを守っていく、利用者もきちんとそれを判断していくということになればいいと、感想というか意見です。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

次に中村構成員、お願いします。

【中村構成員】 よろしく申し上げます。皆様方、お時間いただきありがとうございます。今日いただいた御意見のほとんどが、電気通信事業法というのはもともと線とか箱だとか交換機というような、そういう本当に電話サービスをしている事業者に対する事業法だったわけですが、それがインターネットの発展だとかいうようなことで様々、少しずつ届出というような形で拡張されてきたと。

話の中にもありましたが、2万者が出ていて5千者ぐらいは分からないんじゃないのというようなところが多分大きな問題で、質問は、いわゆる届出事業者以外のところ、いわゆる箱物ではないところが今、ソフトウェア化がどんどんされていますので、こういうところに関しては特に御意見はないという理解をすればよろしいですかということと、それから、届出の事業者のところですが、電話サービスがコミュニケーションのインフラになり、今や、例えばSNSがそこから生まれる様々なビジネスのインフラになってきていると。こういうところにしっかりしたインフラになってほしいというようなことがあって、この議論をずっと僕もしてきたというふうに理解をしているのですが、人間のコミュニケーションに対してのサービスをしっかり所管していくところが、僕は必要なんじゃないのかなと思っているのですが、その辺はどのようにお考えなのかということをお聞きしたい。

すなわち、皆様方がビジネスをするためのインフラとして、どこまでを電気通信事業者というように定義されることを考えていけばいいのかというところに、ぜひ御意見いただければと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。御質問が積み上がってきたので、一旦ここで区切らせていただいて、3団体の方に御回答いただきたいと思いますが、その前に、森構成員が訂正をしたいということなのでお願いします。

【森構成員】 すみません、ありがとうございます。非公開なのはよくなかったと言いましたが、それは電気通信事業ガバナンス検討会が最初、前半が非公開であったということで、プラットフォームサービスに関する研究会は公開で行われていたということですので、そこだけ訂正させていただきます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、御回答をいただければと思います。先ほどの御発表の順でお願いできますでしょうか。まず経済同友会様、いかがでしょうか。

【経済同友会 間下氏】 了解いたしました。ブイキューブの間下でございます。

大変多くいただいておりますので順番に行きたいと思いますが、まず、そもそも経済同友会の中での、この件に関する議論はまだしっかりできておりません。というか、ほとんど全くできておりませんので、あくまでも私個人の意見として、今いただいている御質問と御意見については回答させていただきたいと思います。その点は御了承いただければと思います。

まず、二重規制云々のところについては、正直、二重規制かどうかについては私はどうでもいいと思っております、ここはどう解釈されるか、二重規制がいいとか悪いとかという議論は法的観点で専門家の方々にしっかり議論をしていただければ問題ないんじゃないかなと思っております。どちらかというところよりも、必要性があるのかどうなのかというところをしっかりと議論すべき、その範囲を明確化するところをしっかりと議論すべきと思っております。

森構成員から質問いただいているウェブの閲覧履歴問題云々のところが重要かどうかということに関して言えば、これも個人情報とひもづいているところについては大変重要だと思いますが、ひもづかないものについては特段、これを大きく重要視する必要はないのではないかなと思っております。

また、利用者情報の安全管理という観点でのビジネスユーザー、これも完全に中国をターゲットにされていると思いますが、中国のことが問題と思うかどうかということについては、内容によって変わってくるということだと思いますし、これもまた個人情報、守るべきものを置く場合には問題という可能性もあると思いますので、本来、個人情報保護法のほうで、その国を含めた対象国の明確化を含めた規制をかけるべきではないかなと個人的には思います。

こちらのほうで、多分、中国と明確に書くことがはばかれたのだと思いますけれども、非常に曖昧に幅広くすることによって、一部の守らなければいけないものを守るために、全てに影響を与えるということが起きる。よく規制で生じるパターンだと思いますが、そういう課題についてどう考えるかというのをしっかりと考えるべきかなというふうに思っています。

後藤構成員からいただいている3つのところで、2番と3番については全く議論も検討

もできておりませんので、すみません、今後また見させていただいた上で、議論すべきことがあれば、またこちらのほうからも御意見させていただくことが出るかなとは思っています。

古谷構成員のほうからいただいております御質問では、インフラとして成立してしまっている場合に避けることができないという観点、これについて利用者の安全性の確保という観点からどう思うかという話をいただいておりますが、このところはおっしゃるとおりだと思います。なので、先ほど私の御説明の中でも、大規模のところの制限をしていくことについての議論と、それ以外のところの議論は明確に分けるべきだと思っております、今現状、明確に分かれているわけですが、特に問題視しているのは一般のほうでございます。

2万者と言われている届出、これはそもそも2万者じゃなく、対象になるところがもっと多くいるはずであり、この対象が不明確である。かつ、その対象になるところがやらなければいけないことが不明確であるということから、過剰な規制というか過剰な対応を求められることが予想される。もしくは、そういった結果、中小事業者の新たな取組に対する規制というか、阻害要因になってしまうことが懸念される。

1,000万人というラインがいいのかはどうか分かりませんが、この大規模というもの定義を明確化することも大事だと思いますが、まさにインフラとして多くの方が使っているものに対して、よりしっかりとした規制、規律をつくっていくことについて反対しているというわけではなく、どちらかというところ、そういうレベルでもないところに対して広範囲に不透明な規律を課していくことが問題だというふうに認識をしていますし、これが特に国をまたいだ場合に、適用される事業者、されない事業者、されているけれど意味のない事業者、効果がない事業者、こういったところがばらばらになって公平な競争ができないといったところに対する懸念を持っているというところでございます。

もう1ついただいている、Society 5.0、人間中心のデジタル社会についてどう考えるかということですが、もうこれはおっしゃるとおりでして、人間中心のデジタル社会にしていくというのは当たり前。誰も取り残さないという定義も当然重要な定義だと思っております。

結局、ビジネスの場合、もうまさに三方よしと言われている世界で、関連する方々皆さんがしっかりとメリットがある形にしていかなければ、継続性、永続性はありませんので、このところをしっかりとつくっていく。そういった観点の中で見れば、人間中心のデジタル社会というのは当たり前だと思いますので、そこに対するしっかりとしたルール形成

等が必要だろうというふうには思います。

最後、中村構成員からいただいているところですが、届出以外のところは問題ないのかという話ですが、届出をしているところ、もしくは電気通信事業を営む者という、届出はしていないけれどももう少し広い範囲になっているものという分かれ方になっていると私は理解をしていますが、ここをそもそも明確化、どこがどういう対象になるのかということの明確化と、それは実はちゃんと調べていくものすごい範囲になるのではないかということ、この検討会のほうでもしっかり認識した上で、もしくはもう認識されているのかもしれませんが、本当にそのルールが正しいのかどうなのかというのを検討する必要がありますということを申し上げておりますので、問題があるかないかということについては、これからしっかりと見る必要があるのではないかというふうに思っています。

すみません、私からは以上ですが、寺田さん、何か補足があればお願いします。

【経済同友会 寺田氏】 今、大体答えていただいたので、そういう意味では大きく付け加えることはありませんが、基本的に、これもまた私も間下委員長同様、個人で参加するという立場で参加させていただいておりますので、あくまで委員長個人としての意見で申し上げますが、先ほど補足した2番目のクラウドの議論、ここに関しては私も大きな反対はないです。これは、欧米においても法律的にきちんと確立されている領域ですので、愛国法のような形で、ある程度クラウドに関して規制を設けるというのはありなのかなと思っています。

それと、先ほど来、間下さんからお話がありましたけれども、いわゆる本当に大規模な事業者以外のところに関してです。今回、範囲が広過ぎるのが問題だというふうが一番思っていて、結論から言うと、日本の法律って全部そうなのですが、できることは書いてあるけれど、できないことが何か分からないというようなところがありまして、要は、範囲そのものをただ単に広範囲に全てを網羅させるというようなやり方ではなくて、例えば、本当に個人情報保護法の前でPマークを取っているような方々はここから適用除外するとかいうのも一部の考え方だと思います。あくまで個人の情報だということであれば、そこに対して二重の作業をするというのは、正直、社会的コストを増やしてまでやるべき議論なのかということに対しては甚だ疑問であるということです。

当然、その人件費としてはどうなのか、そして、いわゆるアプリ情報やクッキー情報の閲覧の重要性というのは、これは大事だと思います。ただ、これは個別に、当然のことながら個人同意を取る必要は多分あるのだろうと思っておりますが、一方で、いずれにして

も、この範囲についてはぜひとも見直していただきたいというのが正直なところでございます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続きまして新経済連盟様、お願いできますでしょうか。

【新経済連盟 関氏】 新経済連盟の関です。まず森先生の、質問ではないのですが意見のところ、二重規制については目的が違えば重なり合ってもよいという御意見だったかと思いますが、これはビジネスというか国民生活への負担というのは当然発生しますので、同じ領域の規制であれば、それは考慮すべきだろうと思います。効果と負担という比較衡量の話であると思います。

これは2020年の個人情報保護法改正の際に、いろいろなステークホルダーが参加して議論した結果、クッキーなどの取扱いも含めて一定の結論が出て、今の法律の状態になっています。来春の改正後の法律の施行状況を踏まえて、改めてそこは議論すればいいのではないかと思います。

それと関連しますが、質問の1番目のウェブの閲覧履歴とかアプリの利用についても今のお話と同様でございます。

それから、利用者情報の安全管理の話で、中国にサーバを設置されることについてのお話については、これは個人情報保護法でも、海外へのデータ移転については一定の規律が入ったと認識しておりますので、それも踏まえて議論を重ねていけばいいのではないかなと思います。

3点目の御質問、当団体への質問で、議員が来て事業者団体に協力を求められたというお話については、ちょっと私としては承知しておりませんので、これについてはコメントは差し控えさせていただきます。

あとは、基本的に個人情報保護法の施行当時の議論などを踏まえて今の状態になっているというお答えは、ほかの質問についても同じです。あとは違うものでいうと、人間中心のデジタル社会に関連し、利用者の安全についてどう考えるかといった御質問があったかと思いますが、これについては先ほど説明を省いてしまったのですが、資料の一番最後、18スライド目で、例えばI SMSですとかBCRですとか、そういった枠組みでの利用者情報の管理の取組を、ここでは御紹介しております。

利用者情報の管理は、当然、重要な話だと思いますので、こういった企業の取組がある

ということだけお答えさせていただければと思います。

それから中村先生の、届出以外の事業者についてのお話、これは御質問が正確に理解できているかどうか分からないのですが、まず、今回新たに届出対象になる事業者についての御質問ということであれば、その対象範囲が不明確かつ、おそらく広がるのだらうということの問題だと思っております。

それから、人間のコミュニケーションを所管する役所が必要ではないかという御質問があったかと思いますが、これについても、現状この分野については、電気通信事業という観点ではなくて、ほかの国も含めてプライバシーを担保するという視点で、日本で言えば個人情報保護法の枠組みの中で検討していることだと思えます。その議論を重ねていけばいいのではないかなというふうに思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

最後に、経団連様のほうからお願いできますでしょうか。

【日本経済団体連合会 根本氏】 ありがとうございます。ちょっと途中で通信が切れてしまったので、正確に把握できているか分かりませんが、申し上げます。

まず、森先生の中からございました御意見の部分、この部分がほとんど聞き取れなかったのですが、最初の御質問と併せてお答え申し上げますと、実は御指摘になられた事項というのは、個人情報保護法の改正プロセスにおきましてほとんど議論をし尽くされた課題について、蒸し返されているという理解をいたしました。個々の課題についても、広範なステークホルダーが長い期間をかけて個人情報保護法の改正事項を議論いたしました。森先生もそのお一人であったと思いますが、当時の議論をここでもう一度、電気通信事業法を舞台に蒸し返されるというのは、まだ施行前の法律でもありますので、この時点でお取扱いになれるのはよろしくないのではないかと私は考えます。

それからLINE社の問題につきまして、アプリオリに中国ということをお指摘いただきました。中国からのアクセスがいいのかどうかを答えよということですが、現状及び将来にわたって中国からのものもいいのか悪いのかというのを、公の場においてお答えするのは適当ではないだろうと考えてございます。経済安全保障上の懸念が生じるような事態になる国からのアクセス、これについては当然避けるべきだろうとだけお答えをさせていただきたいと思えます。

政治家からのアクセスの問題について御指摘をいただきました。今回の件について、私

は政治家と話したことがございますが、これは私からのアクセスであったり政治家からのアクセスであったりいたします。

私どもは日常的に立法府の皆さんと意見交換をして、様々な課題について、この分野に限らず話し合うことを生業としてございます。行政の皆さんともお話をさせていただきますし、法曹界、医療界あるいは消費者団体の皆様、あるいは教育界の皆さんと様々意見交換をさせていただきながら、私どもも意見をお伝えしていくという形を取らせていただいております。

民主主義国家において、政治家からのアクセスがけしからんというような立場は、私どもは取りません。むしろ、様々な意見交換をさせていただきながら、立法府においてしかるべき立法がなされるような環境をつくっていくことこそ重要であろうと私どもは考えております。

それから、後藤先生から御指摘をいただきました、情報の取扱いに意見が集中しているのではないかという点でございます。そのとおりでございます。クラウドや共有云々のお話に行く前に、情報の取扱いのところで問題が大き過ぎるという考えを持ってございましたので、本日、時間の関係もございまして、そちらに集中をさせていただきました。

また、冒頭、私の説明で申し上げましたとおり、公開されている情報が極めて限定的でございますし、構成員の皆様がお持ちの情報と、私どもが持っている情報にはかなり格差がございます。したがって、十分に同じレベルで御議論をさせていただくような状況にはないということについても御理解をいただければと思っております。

それから、私への質問という意味では中村先生からのお話がございました。事業届出以外云々のお話でございますけれども、私が説明の中で申し上げましたとおり、対象となる事業者あるいは情報の範囲というものが、外延が確定されていないということでございますので、届出以外のところは意見がないのかあるのかという御質問であるとすれば、それにお答えするだけの情報が提供されていないとお答えをさせていただきたいと思っております。

中村先生の2つ目の御質問で、コミュニケーションサービスを所管するところが必要なのではないかという御質問をいただきました。こちらにつきましては、当然そういった業を所管する部分が必要であろうということには賛同をいたしますが、どこまでの範囲を所管といいますか、規律をしていくのかということについては様々な意見があっというし、様々なレベルで考えなければならないと考えてございます。全てを規律するというような

ことでは、恐らく行政が成り立ちませんし、規律される側の事業者がほとんど活動できないということにもなりかねないと考えてございます。

この点につきまして配慮すべきものとして、アジャイルガバナンスという原則が、さきのデジタル臨時行政調査会の議論の中で出てまいりまして、既に閣議決定もされていると理解をしております。閣議決定事項でございますので、総務省もこの中に縛られると考えてございます。

そういった原則を踏まえながら、こういうルールについても考えていく、ルールそのものの規律を行っていくということが必要なのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。若干お時間は延びるかもしれませんが、ほかの構成員の方々、まだ御質問されてない方、あるいは追加質問のある方がいらっしゃいますので、時間が押しているということを頭に置いた上で御発言いただければと思います。それでは、一括して御質問を受けたいと思いますので、まず上沼構成員からお願いします。

【上沼構成員】 ちょっと細かいかもしれないのですが、手短に。まず、経済同友会さんに関しては、今のご発表をうかがって、問題意識としてはあんまりずれていないのではないかという印象を受けました。

頂いた資料に基づいて言えば、先ほど古谷構成員からもありましたが、2ページの市場競争での淘汰に関しては、市場メカニズムが働いているかどうかというのももちろんそうなのですが、市場競争のための前提として、やはり情報公開が必要なのではないかなと私は認識しているので、その理解が共通であると思ってよいかという点を伺えればと思っています。

あと、大規模事業者とそうじゃない事業者さんは分けて考えるべきなのではないかなことをおっしゃっていたので、それも認識意識として共通なのではと思っているのですが、ちょっと気になったのは、3ページの資料で、大規模事業者であっても下請を使うので、大規模事業者の規制も全部にかかるという旨の記載があった点です。大規模事業者の場合は下請も含めて責任をコントロールできるんじゃないかという前提で私たちは考えておりましたが、発表資料の記載を前提とすると下請を使う以上は大規模事業者に関しても規制をすべきではないという御趣旨なのだろうかという疑問に思いましたので、その点の確認をお願いできればと思います。

新経済連盟さんについては、御発表をうかがうと、電気通信事業についても全て個人情報保護法で検討した以上は個人情報保護法で検討すべきで、上乗せ規制は許すべきでないというような御趣旨のようにも受け止められるのですが、今回の電気通信事業法については、電気通信事業という側面についての規制なので、同一の目的の規制ではないと評価するのではないかとと思われる点と、あともう1つ、全体の資料を通じて、そもそも電気通信事業としての規制が問題だという問題意識が前提となっているような印象をうける点が気になります。例えば届出等の電気通信事業法の現在の規制に問題意識をお持ちなのだと思えば、電気通信事業としてどのような規制が必要、電気通信事業に基づく規制が必要なのかどうかという点についてどのようにお考えなのかを、ちょっと伺いたいなと思いました。

あと経団連さんについても、個人情報保護法と二重規制の話は似たような疑問を持ちました。あとP. 3あたりの域外適用について、効果がないと記載されていますが、この点について、実効性の問題と規制の話は別なのではないかと思います。この点、効果がないから規制すべきでないという御趣旨なのか、要するにきちんと規制した上で、外国事業者に対しても効果があるような規制をすべきなのだというお話なのか、その確認をお願いできればと思います。

あともう1点だけ。7ページ目に、利用者数で判断するのが望ましくないみたいなことを書いていらっしゃるのですが、大規模か否かを利用者数で判断するのが妥当でないのだとすると、何を基準とするのが適切か、という点をお伺いできればなと思います。

以上です。

【大橋座長】 すみません。時間が延びますので、皆様、簡潔にお願いできればと思います。次は山本構成員、お願いします。

【山本構成員】 ありがとうございます。本日は本当に丁寧な御説明をいただきましてありがとうございます。私のほうから3点ございまして、1つ目は、今回の3団体ということですが、いわゆるケンブリッジ・アナリティカ事件で問題となったような、ある種の政治的なマイクロターゲティングのようなものをどのように考えられるのかということをお伺いしたいなと思っております。

要するに、必ずしも特定個人というのを識別できなくても、この人がX氏であるということは分からなくても識別はできると。そうすると、そのデータをプロファイリングしてターゲティングをすれば、本人のディジションメイキングと申しますか、意思決定に影響

を与えることができる。

政治的なマイクロターゲティングのようなものについても、これは特定個人を識別できなくても、個人の投票行動に影響を与え、民主主義に影響を与えるということが指摘されているところかと思えます。

こういうデータの利用というのは、特定個人を識別できなくても意思決定に影響を与えるというわけで、そういうものについてどういうふうに考えていくかというのが一つポイントなのかなと思っております。

要するに、特定個人、この人が誰々さんであるということが特定できないけれども、その人に戻ってくるようなデータの利活用ということですが、こういうものであれば何をやってもいいのか、そうじゃないのかというところについて、少し御意見を伺えればと思います。

こういうものについては、やはり本人の意思決定に影響を与えられる、影響が起きるわけで、本人がそういったデータの利活用、あるいは流れというのを全く理解できない、あるいはそれに関与できないというのは、本人の利益ということに関して言えば問題なのかなと。

例えば、経済同友会様ですか、ユーザーの選択、それから判断と。要するにマーケット、市場というものによる解決について御指摘いただいたと思うのですが、こういうデータの利活用について、本人にとって不可視であるということになってしまうと、そもそもユーザーの選択ということが期待できない。マーケットの機能というものが働かなくなるようにも思います。

それから、同意の問題ということについて経団連様が御指摘されたと思います。同意の形骸化の問題ですが、他方でこの問題は非常に重要で、実はプラットフォームサービスに関する研究会のほうでも「同意疲れ」の問題なんかをかなり議論してきたかと思えます。

そこでいろいろな工夫があるねということにはなっているかと思えますので、この問題は非常に重要だと思いますが、他方でいろいろな工夫、あるいは解決策というのでも検討され始めてきているということも、ここで指摘しておきたいなと思えます。

あともう1つ、これは電気通信事業法の射程なのかという問題、これは実は私も当初そのような疑問も持たないではなかったということなのですが、しかし、この電気通信事業法の1条で利用者の利益の保護ということがうたわれておりますので、先ほどのような、

本人に戻ってくるような、データの利活用について本人の関与が全く認められないということになると、やはり本人にとっては通信に不安が出てくるのではないかとも思っております。事務局のほうでも、電気通信事業法のアイデンティティを害さないような慎重な検討を積み重ねてきたというふうに理解しております。今後もそのように議論していくべきだと思っております。

2点目ですが、D F F Tとの関連ですが、私もこれについて関心を持っているのですが、気になるのはむしろ、今回の方向性での議論が進まないほうがD F F Tを阻害することになるというふうにも思うのですが、どのようにお考えでしょうかということです。

EUではeプライバシー規則というのがあって、個人を必ずしも特定できないデータも保護の対象になっている。そういう意味では、こういう議論をしないと、逆にガラパゴス化ということにもなってくるようにも思うということでもあります。

3点目は、すみません、時間もありますので、ここで省略をしたいと思います。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。すみません。

それでは石井構成員、お願いします。

【石井構成員】 ありがとうございます。私のほうからは経団連様についてお聞きできればというように考えております。

特に大規模な電気通信事業者に対する規律のところ、利用者数に基づいて定めることは不適切という御指摘があったかと思いますが、この検討会で検討する中で、必ずしも数だけに注目しているというわけではないと思います。多くの利用者が使うということが当然前提ですが、インターネット全体に影響を及ぼすことや、社会経済的な影響が非常に大きいなど、基盤的な役割を担うようなサービスを提供するといった点が実態的な要件として検討されてきたということがあろうかと思いますが、第三号事業が扱う利用者の情報量が非常に増加していること、事業の特殊性、性質に変化が生じていると。

また、社会の変化に応じて一定の規律を課す事業者をかなり絞る形で検討してきたという経緯もあると思いますので、事務局案は、まさに実態に即した判断基準になっているというように私は思いました。その辺りの理解が事業者さんの方でも考え方を整理できれば、御懸念は解消されるのか、ということをお聞きしたいのが1点目です。

それから、2点お聞きしたいことがあるのですが、セキュリティですね、電気通信設備の所在国、業務委託先の所在国の明記を義務づけることがセキュリティの観点から適切か

どうかという御指摘ですが、公表することによってセキュリティを侵害するような場面が、どのようなケースで考えられるのかということについてお聞きしたいと思います。

利用者情報、通信の秘密を含めた情報を取り扱う領域においては、やはり説明責任をきちんと果たすという要請もあると思います・そのような観点から、セキュリティ上の懸念がどのようなところから生じ得るのかについて、もう少しお聞きできればと思いました。特に個人情報保護法のほうで、既に外国提供のときに本人に対する情報提供の仕組みが入っていることもありますので、どの程度追加のリスクが生じるのかと思いました。これが2点目です。

3点目ですが、特に大規模な電気通信事業者に対する規律が入ったとして、過剰な負担になるのかどうか。現状、既に情報の取扱いについては十分ガバナンスの体制やマネジメントの仕組みを講じておられる事業者さんに対する規律になってくると思いますが、現状の実務に照らしてどの程度負担になり得るのか。そのあたりについて、お考えがあればお聞かせいただければと思いました。

最後、外国執行についてですが、これは総務省、事務局のほうで少し御検討いただくとよろしいのかと思います。届出漏れの事業者が多いということについては、きちんと法を守ってもらいましょうということで運用のほうを御対応いただくことになると思いますし、外国事業者に対する法執行について、現行のルールで十分なのかどうか。例えば執行協力体制がどのような形になってくるのか、その辺りは少し今後整理いただくといいのかなと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。すみません、重ねて。ちょっと私、政治家を使ってみたいな話をしましたけれども、根本さんから、日常的に意見交換しているというお話がありました。もちろん、その意見交換が悪いというわけではないのですが、例えば特定の提案、今回のようなものを、こういう話が出ていますよというような情報共有をする、それはいいのかもしれませんが、自分たちは反対だということを言っていたくのもいいかもしれませんが、個人的には、そこに言外に「一緒に潰してくれ」みたいな話が入ると、やはりそれはそういう力を持っている、政治家を使うような力を持っている人によって政策が決まっていってしまうということになるんじゃないかと思っていますし、私はそ

ういうことはよくないんじゃないかと思っています。

新経連さんに対しては質問の趣旨がうまく伝わらなかったかもしれませんが、ですのでもう回答は結構ですけれども、私としては、別に事業者団体に限らず、お話に行っ、例えばどこかに行っ何か言っくれとか、自分たちと一緒に行っ一緒に反対してくれとか、そういうことは不適切なんじゃないかと、そういう趣旨で申し上げました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 中尾でございます。本日は貴重な御説明をどうもありがとうございました。本日、特に情報の取扱いというところに注力をいただいたような議論になったと思うのですが、1点目、質問をしようとした内容は先ほどの石井先生と全く同じ質問になってしまいまして、経団連さんのほうの御説明の中で、セキュリティの観点からの懸念というか、十分に議論すべきという視点について、もうちょっと具体的にいただけるとありがたいなと思いました。

といいますのは、本検討会では、個人情報保護に加えましてセキュリティの観点からもいろいろ議論をさせていただいておりまして、特に、後藤先生からもありましたが、ネットワークの多様化等を踏まえた通信サービス停止に対するリスク対策、これはクラウド等が主な話題になっているのですが、そういったようなところにつきましても、セキュリティの観点から、ぜひ経済団体の皆さんから具体的な御意見をいただければいいかなと思います。本日はお時間が十分ないかもしれませんので、別途、またいただければうれしいと思います。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

【大橋座長】 ありがとうございます。山本構成員、先ほどおっしゃらなかった3点目、もしよろしければいただければと思います。

【山本構成員】 山本です。ありがとうございます。データ保護や利活用に関する政策に関する議論の進め方について、いろいろ今日、御意見をいただいたのだと思うのですが、結局これ、どういう条件が満たされると、この領域に関する議論が適切に進んでいるということになるのかというところが、私自身、知りたいなと思っておりました。

どういう条件が満たされれば適切な議論になるのかと。もちろん、最終的には立法権は国会にありますので、最終的に法案は国会における公開の場で審議され、決まっ、成立するということなのでしょうけれども、その前さばきの法案作成までの議論の正しい

プロセスというのが一体何かということについて、御意見を伺えればと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。大変時間が押してしまっているのですが、3団体の方々の御発言の順番でお願いできますでしょうか。

まず経済同友会様からお願いできますか。

【経済同友会 間下氏】 すみません、抜け漏れもあるかもしれませんが、把握している範囲でお答えさせていただきたいと思います。

まず、上沼構成員からいただいているところ、同じようなことを話しているのではないかと。同じベクトルなのではないかということについては、すみません、状況がまだはつきり分かっていないので、同じかどうかを判断しかねている状況ではあります。けれども、大規模と小規模を分けて、大規模のところに対して何かしらの制限をかけるということについては、議論の内容によってはいいと思いますけれども、大規模ではない小規模のところについて、範囲が非常に広いということと不明確であるといったところがありますので、そこに対してまで情報公開というハードルをかけて、いわゆるコンプラコストをかけさせることが適切なのかどうなのか。

それが、これからどんどん出てくるスタートアップや新しい事業の阻害要因になるのではないか。まさにDXの阻害要因にもなるのではないかということをしっかり検討すべきだということがあると思っています。

あと、大規模のところに対して、下請の問題ということを提示していますが、これは、だから大規模についても規制をかけるなということでは必ずしもなく、こういった観点もしっかりと検討する必要がある。特に下請法については穴が大きいということもあって、特に最近の資本金ベースになっている下請法による問題が多く出ていると思っています。

正直、下請法の適用にならない中小事業者というのは多くありまして、じゃあそれが強いかというと特段強いわけでもなく、大手のプラットフォーム事業者から押し込まれるみたいなことというのは十分出てきますので、下請法の実効性の観点も含めて考えないと、しわ寄せは必ずそちらにも行くだらうと思っていますので、そのところは実態をしっかり見ていただいて取り組む必要があるということでございます。

あと、山本構成員からいただいている政治的マイクロターゲティングの話に関しては、おっしゃるとおりこれは問題です。ただ、これは行為自体を規制するようなルールを考えるべきではないかなと思っています。集めた情報を使ってこういうことをしてはいけない

いと行為を制限すべき話ではないかなと思います。逆に、一部の、本当にごく一部のリスクを回避するために、全体に負担を強いるということ自体に、経済合理性があるかということについては疑問があるかなと思っています。

あと、電気通信事業法の射程なのかどうなのかということについても、そもそも電気通信事業法がもともとできた頃、例えばこれ、我々も届出事業者なので届出をしていますけれども、届出の一覧を見ていくと、その他みたいなところには基本的に入らないんです。

なので、本来の電気通信事業法自体が、現状の特にインターネット、今2.0とかウェブ3.0とかどんどん変わっていつていますが、この変わっていく中についていけない状況もあると思いますから、この電気通信事業法で本当にカバーすべきなのか、もう少し広い、または、違う枠組みでのインターネットに関する法律をつくるのか、この電気通信事業法自体のカバーをちゃんと明確に変えていくのか、ここをしっかりと議論しないと、恐らくスタートアップのほとんどは電気通信事業法の対象になっているとすら思っていないはずで、このところの理解の促進も含めてしっかり考える必要があるかなというふうに思っています。

DFFTを進めていく中で、当然こういった整備をしていくということの重要性はあると思いますけれども、そこの経済合理性も含めて、産業界を含めた議論が必要だと思っております。先ほどの適切な議論のプロセスということですが、今回の検討会についても、当然公開かつ、産業界を含めた、実際に業を営んでいるものたちも含めた議論をしていかないと、専門家の方々での議論というのももちろん大事なのですが、そうではない、実際の業を営んでいる方々の議論もしっかりと最初の段階から入れていく必要が十分あるのではないかなと思っています。

あと、石井構成員からの外国執行のところについては、域外適用をされるという話はいただいていますが、どういうことをするのかと聞いたら、各国政府と連携しているわけでもなく、処罰が何かあるわけでもなく、従ってくださいという連絡をするのと、あとは従ってくれなかったら名前を公表しますぐらいのことでしかないのです、恐らく全く実効性はないのではないかなと思っています。

特にグーグルとかの大手のところに対しては社名公表の実効性はある程度あると思いますが、いわゆる中堅からそれ以下のところでは全くその効果はないのではないかなと思いますので、国内外の事業者におけるアンバランスというもの自体は必然的に出てしまうだろうと思っています。やるのであれば、外国執行をしっかりできるような仕組みまで考えた

上でないと、日本の事業者の事業展開を阻害することが優先されてしまうのではないかなと思っております。

あと、中尾構成員からいただいた、お二人からいただいていると思いますがセキュリティのところ、これは我々から出しているものはないので、この議論をしっかりとしないと、私も専門家ではないので分かりませんが、もともとデータセンターの所在地は明かさないとというのがセキュリティ上のセオリーであるということは事実あると思います。

国自体のレベル、どの国にあるかということ自体も明かさないとということが、セキュリティ上本当に必要なかどうなのかというのは議論が必要な部分もあると思いますが、当然、その国からすれば、うちの国にそのデータがあるんだということが明確になりますので、その国からの示威的な何かしらの動きを誘発するリスクみたいなこともあるのかもしれないし、その国のハッカー等の行動などにも影響が出るのかもしれないし、このところは、すみません、明確なお答えは今はできませんけれども、専門家も含めて議論をする必要はあるのではないかなと思っています。

すみません、御回答が漏れている部分もあるかもしれませんが、私からは以上ですが、寺田さん、何かありますか。

【経済同友会 寺田氏】 今全部カバーしていただけたので、大丈夫だと思います。私も特にございません。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続きまして新経済連盟様、お願いできますでしょうか。

【新経済連盟 関氏】 ありがとうございます。たくさん質問があつて、全部網羅できているか分からないですけど、上沼構成員から、電気通信事業法の規制は不要という考えなのかという御趣旨の御質問があつたと認識しているのですが、別に電気通信事業法自体が不要だということまで言っているわけではなくて、まず既存の届出制度については、先ほどスライドで御説明しましたとおり、やはりいろいろ問題があるのかなと思っています。それは改善すべきだと思っています。要は、届出制度をつくれればいいというものではないと思っています。

その上で、今回、届出対象を今までの対象事業者から広範囲に広げています。その外縁が定かではないですが、相当広範囲になるかと思つていまして、届出をさせる理由が、通信を実質的に媒介するからとか、あるいは基盤的な役割をしているからということで、それ以外の事業者とは区別して規律をかけていることに大きな問題があるのだと思つていま

す。対象の不明確性と、やはりこの部分については過剰な規制になるのではないかなと思います。

それから、山本構成員からのケンブリッジ・アナリティカの件は、私もこの点についての深い知見がなくて、どこまでお答えできるか分からないのですが、少なくとも、例えばプロファイリング自体を一般的に規制するというのはやり過ぎだろうと思っています。

政治的な部分、マイクロターゲティングの場合については問題なので、それは規制を検討してもいいという議論はあり得るかなとは思っていますが、少なくとも電気通信事業法の領域の問題ではないという感じはしています。場合によっては公職選挙法とかそういう世界なのかなと思っております。

それからDFFTとの関係につきましては、ウィズトラストの部分は何をもって実現するかということはかなり大きな問題だと思っていて、今回御提案のサーバ設置国の公表でその改善策になるのかということについては、ちょっと議論が足りないのではないかなと思っておりますし、もう1つ、石井先生からは、セキュリティとの兼ね合いで、サーバの設置国公表がセキュリティを侵害するケースがあり得るのかという御質問がありましたが、これについては先ほど同友会の方が御説明されていましたが、設置国の政府との関係であるとか、セキュリティ上問題ないとは言い切れないかなと思っています。

ここは、事業者によっては設置国を公表しているところもあるかもしれないのですが、法律上義務づけられることと自発的にやることとはかなりの差があると思いますし、そういう形で公表しているところはセキュリティ対策もきちっと取れるところだと思いますので、これを全ての対象に義務づけるというのはちょっと問題ではないかと思います。

あとは、山本構成員からですけれども、データの保護と利活用の進め方についての御質問だったと記憶しています。先ほど個人情報保護法改正のときのお話をしましたが、ステークホルダーはたくさんいますので、そういった方々を交えて、我々としてはビジネスに対する悪影響はないかという点でチェックしますし、ほかの視点でチェックをされる方もいると思いますので、多くのステークホルダーを交えて議論をしないと、こういった話というのは問題のない制度にはできないんじゃないかと考えてございます。

最後に、森先生から答えなくていいと言われたのですが、国会議員から団体への協力依頼の話については、私が質問を誤解したのではなくて、特定の団体に対して国会議員から何か働きかけたということを私は認識していませんでしたので、そういうお答えをしまし

た。

国会議員とか、あるいはいろいろな役所の方とは、この電気通信事業法改正の件に限らず、いろいろな法令の動きとか、制度改正の動きとか、税制だとか、いろいろなテーマで日頃からお話をさせていただいております。

今回の電気通信事業法改正についても、率直にこれは非常に問題だと思うというお話をさせていただいている先生方もいらっしゃいます、という御理解をいただければと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは経団連様、お願いできますでしょうか。

【日本経済団体連合会 根本氏】 ありがとうございます。すみません、次の予定が迫っているので簡単に申し上げます。

まず、上沼先生からお話が出ました、二重規制のお話ですが、私どもの資料をよくお読みいただくと、実は「二重規制」という言葉を使っておりません。意図的に排除しております。これは法律の先生方であれば、その意図するところをおはかりいただけると思いますが、これ以上の説明はいたしません。

それから、域外適用の問題がございました。これは実態的に実効性がないのではないかと申し上げた次第です。実質的に、国内に厳しい傾斜規制になっている可能性があるという意味で申し上げました。

それから、利用者数のお話がございました。公表されている資料の中では利用者数1,000万という言葉だけが出てきました。私は30数年、電気通信事業法を見ておりますけれども、そんな単純な議論をしたことはございませんで、一番最初は設備の保有の部分あたりから出発をしておりました。重要な設備であればあるほど規制は厳しくなってくるというような時代背景の中で、この法律を見てきたものですから、利用者数だけなのかという疑問を呈させていただいたところでございます。ほかにもいろいろあるだろうということでも申し上げております。

石井先生からは、その部分について解説をいただきましたが、残念ながら、では実態に即してという部分のメルクマールが、基準がどうなるのかというお話は現時点では出ていないので、利用者数だけですかという御意見を申し上げたような次第になってございます。

それから、ケンブリッジ・アナリティカのお話が関さんからございました。これは私が

感じる限り事業法の話ではないと感じます。行為自体を規制する様々な法令があつてよ
しいのだと思います。今回の件では、関さんがおっしゃったとおり公職選挙法云々のお話
も当然あるでしょうし、ほかにも様々な行為規制が行われるような他の立法があり得るの
だろうと考えてございます。

DFFTについても、事業法でやるという合意が政府内にあるというふうには私は理解
しておりません。今回、事業法でやるという考え方を総務省として打ち出すということ
を否定しているわけではありませんけれども、その前に、DFFTをどうやるのかというこ
との政府内合意が必要だろうと思っております。

e プライバシーにつきましても、各国法制が全く分からない状況でございますので、現
時点においてガラパゴス化するという御指摘は当たらないのではないかと思っております。

それからセキュリティのお話は、ほかの方から出ているとおり、当然サーバ設置国を公
表するということが自体がセキュリティレベルをどうしても下げってしまうという面は否めま
せんので、懸念を表明させていただいたということでございます。実際の公表のレベル感
その他がよく分かりませんので、個情法に比べて追加リスクがどれぐらいかというのは分
かりませんが、公表事項が多くなればなるほどリスクが高まると定性的には考えて
ございます。

大規模規制が入った場合にどれぐらいの負担になるのかということにつきましては、ど
ういう規制が入るかがまだ明確になっておりませんので、負担感についても現時点ではノ
ミナルにお答えする状況にはないと考えております。

外国執行の点については、先ほどお話をさせていただいたとおりでございます。

中尾先生からのセキュリティに関する御指摘と、ネットワークとクラウド等々のお話
でございますが、こちらも恐らく、どう規律するかによってかなり変わってまいりますし、
何を守らなければいけないかによってかなり変わってくるのだろうと思っております。重
要通信を守る部分と、通常のチャットを守る部分とが同じであつていいのかどうか、そ
ちらも含めて議論をしなければいけないと考えてございます。

それから、議論の進め方につきましても御議論がございましたけれども、先ほど申し上
げましたとおり、個情法の検討の際には様々なステークホルダーの皆さんが相当程度の時
間を使って、様々な課題について議論した成果として、制度改正という形になったと理解
をしてございます。

今回の場合には、残念ながら電気通信事業ガバナンス検討会の部分は大学の皆様、法律

家の皆様、消費者団体の皆様だけで御議論をされておりますので、もう少し視点を付け加えた形での御議論が必要なのではないかと感じております。

最後に、森先生から再度御指摘がございましたけれども、私どもは考え方を異にいたします。私どもは、様々なステークホルダーの皆様、これは政治を含めてでございますが、含めた方々と十分に御議論をさせていただきながら、この国を良い方向に持っていきたいというふうに考えておりますので、政治家を排除するというような姿勢は取りたくないし、取らないという立場でございます。

以上でございます。

【大橋座長】 大変お時間押してしまって申し訳ございません。

森構成員、ちょっとだけですか。

【森構成員】 はい、もう本当にちょっとだけです。すみません。最後の根本さんの御意見ですが、政治家を排除すべきなんていうことはもう全く言ってなくて、一般的な意見交換を超えて特定の政策提案に対して潰してくれと言うようなことがよくないんじゃないかという趣旨でございます。

そういったことができるというのは、やはり力を持った人、財界の皆様だと思いますし、それが不透明な形で政治的な力を持っていく、政策決定に対して強い力を持つ。いろいろなところでいろいろな検討をしても、全部オーバーライドされてしまうというような、そういうことになるんじゃないかという懸念です。特定の問題についてということで、一般的な議論のお話ではありません。

もう1点は山本先生の御指摘の点ですが、公職選挙法でという話がありました。しかし、問題はやはりデータベースのほうでして、ウェブを閲覧する、アプリを使う、そういうことによって自動的にデータベースが蓄積されるわけですね。そしてそれが、これまでは行動ターゲティング広告に使われてきて、それ自体どうなんだという話もあったわけですが、けれども放任されていた。

その中で、例えば今度は人事ですということで採用決定に使われて、リクナビの問題が発生しましたけれども、これは採用企業の下で個人情報になりましたから、そこで手当てがされました。

しかし、事ほどさように、広告にも使えれば、人事にも使えれば、政治にも使えます、選挙にも使えます。選挙を前提にしなくても世論の誘導みたいなことができるわけですね、個人情報じゃない状態で。そういった一人一人についての長いデータベース、大きな

データベースをつくられてしまうことに対する不安が、通信への信頼を失わせるということです。それはスマホを持っている利用者の身に降りかかることです。ウェブサイトを見る、アプリを利用する、これがいつの間にかどこかでためられているということなので、山本先生のような御指摘があったのだと思います。公職選挙法だけの話ではないと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

大変時間押してしまって申し訳ございません。3団体の皆様方には大変お忙しいところ、ヒアリングの機会を頂戴しましたこと、検討会を代表して御礼を申し上げます。本日はありがとうございます。

最後に、事務局から何かあればお願いします。

【梶原電気通信技術システム課課長補佐】 事務局です。本日は御議論いただきましてありがとうございました。

次回の検討会につきましては年明けに開催を予定しておりますが、詳細は別途御連絡させていただきます。

【大橋座長】 それでは、これもちまして検討会を閉会といたします。お昼の時間、大幅に食い込んでしまって申し訳ございません。皆さん、よい年をお迎えいただければと思います。本日はありがとうございました。

以上